

あつまれ新婚さん新生活応援金事業について

相生市内で新婚夫婦が新生活を始める際の住宅費用等の補助として、新生活応援金を交付します。加えて、継続して市内に3年間住み続けた場合、継続応援金（15万円）を3年経過後に追加交付します。

1 対象となる夫婦

- ①令和5年4月1日以降に婚姻届が受理された新婚夫婦であること
- ②婚姻日において夫婦のどちらかの年齢が40歳未満であること
- ③相生市内の住宅に夫婦で居住していること
- ④夫婦ともに市税の滞納がないこと
- ⑤他の公的制度による家賃補助を受けていないこと
- ⑥過去にこの要綱に基づく補助を受けていないこと
- ⑦相生市に定住する意思があること



2 補助の対象

- ①住宅取得費（新築・購入・中古物件購入）
- ②住宅賃借費（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
- ③引越費（引越し業者または運送業者へ支払った費用）
- ④リフォーム費（修繕、増築、改築、設備更新など）

※新婚夫婦の一親等以内の親族から取得または賃借した住宅は交付対象外

3 新生活応援金の額

2の①～④の合計額 最大30万円

※夫婦ともに29歳以下の場合は +プラス30万円（最大60万円）

4 事業期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

5 補助金の申請

申請内容に応じて、次の書類を提出して下さい。

全世帯共通	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 申請書（様式第1号）<input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票の写し （続柄、世帯主及び本籍を表示したもの）<input type="checkbox"/> 婚姻を証明する書類（戸籍の全部事項証明書等）<input type="checkbox"/> 直近の所得証明書（夫婦全員分）<input type="checkbox"/> 完納証明書（夫婦全員分）<input type="checkbox"/> 誓約書兼同意書（様式第2号）<input type="checkbox"/> アンケート
-------	--

住宅取得の場合	<input type="checkbox"/> 住宅の売買契約書もしくは請負契約書の写し <input type="checkbox"/> 領収書の写し
住宅賃借の場合	<input type="checkbox"/> 住宅の賃貸契約書の写し <input type="checkbox"/> 領収書の写し
引越の場合	<input type="checkbox"/> 領収書の写し
リフォームの場合	<input type="checkbox"/> 住宅の工事請負契約書又は請書の写し <input type="checkbox"/> 領収書の写し
該当がある場合	<input type="checkbox"/> 住宅手当等支給証明書（様式第3号） （住宅費用に対する給付を受けている場合） <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返還額が分かる書類 （奨学金を返済している場合）

☆申請時は身分証（運転免許証、マイナンバーカードなど）をお持ちください。

※課税証明書の発行は発行年の1月1日現在に住所があった市町村役場で発行されます。

転入などにより、発行年の1月1日時点で相生市に住民票がない場合は、前住所地で取得してください。

※夫婦どちらも非課税の場合は、2人分の非課税証明書をご提出ください。

※事業期間内に申請してください。

応援金額はいくらになる？

Aさんご夫婦のケース（夫28歳、妻27歳）

令和5年5月1日に結婚、賃貸物件で新生活をスタート！

- ・家賃は月額60,000円、敷金は60,000円
 - ・会社からの住宅手当では月額10,000円
 - ・引っ越しにかかった費用70,000円（引っ越し業者利用）
 - ・令和5年5月分から令和6年2月分まで、家賃支払い済み
- 令和6年3月1日に申請書を提出にやってきた

↓ ↓ ↓

◎住宅賃貸費（家賃60,000円－住宅手当10,000円）

×10ヶ月分＝50万円

◎敷金 6万円

◎引っ越し費用 7万円 合計 63万円

夫婦ともに29歳以下なので、応援金の上限は60万円

⇒ **新生活応援金交付額 60万円**

○ お問い合わせ ○

相生市 企画総務部 定住促進室

〒678-8585 兵庫県相生市旭一丁目1番3号

TEL 0791-23-7125/FAX 0791-22-6439

Mail teiju@city.aioi.lg.jp